

## 〈平成25年1月より〉年金から復興特別所得税が徴収されます

東日本大震災からの復興に必要な財源確保のため、「復興特別所得税」が導入されました。このため、平成25年より、基金の年金からも所得税に加えて復興特別所得税が徴収されます。

【徴収期間】平成25年から平成49年まで

【税 額】その年の所得税額に2.1%を掛けた額……  $\text{復興特別所得税額} = \text{所得税額} \times 2.1\%$

※国の年金からも同じ率の復興特別所得税が徴収されます。詳しくは、年金事務所等におたずねください。

【基金の年金から源泉徴収される所得税と復興特別所得税額】

・ 計算式：  $(\text{源泉徴収時の所得税率}) 7.5\% \times (\text{復興特別所得税率}) 102.1\% = (\text{合計所得税率}) 7.6575\%$

・ 基金の年金が10万円だった場合(2ヵ月分)の例：  $100,000\text{円} \times 7.6575\% = 7,657\text{円}(1\text{円未満切り捨て)}$

\*7,500円が所得税、157円が復興特別所得税にあたります。